

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費  
(令和4年度2月補正予算後)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 68,436百万円

1. 社会保障施策の充実(44,018百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他	
子・ ども 子育 て	子ども・子育て支援給付費	34,443	0	0	22,942	11,501
	地域子ども・子育て支援事業費	5,214	0	0	3,461	1,753
	児童保護措置費	5,540	2,726	19	264	2,531
高の 等無 償 育 化	県設立公立大学法人 授業料等減免事業費	151	0	0	151	0
	私立専門学校 授業料等減免事業費	3,213	1,606	0	1,607	0
医 療 ・ 介 護	後期高齢者医療負担金	79,297	0	0	936	78,361
	国民健康保険助成費	49,158	0	0	3,823	45,335
	難病等対策費	5,357	2,655	0	2,631	71
	地域医療総合確保事業費	4,492	2,956	58	1,478	0
	介護給付費負担金	63,245	0	0	3,829	59,416
	介護保険地域支援事業交付金	4,296	0	0	464	3,832
	地域介護総合確保事業費	7,241	4,834	0	2,407	0
	診療報酬の充実	22,760	4,973	7	25	17,755
合 計	284,407	19,750	84	44,018	220,555	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみは、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(24,418百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。